（令和５年４月１日適用）

山口市上下水道局防災対策要綱

（目的）

第１条　この要綱は、水道事業及び下水道事業において、災害等が予想されるとき又は災害等が発生したときの応急対策及び復旧を速やかに行うための体制を定め、市民生活に不可欠な飲料水の確保、上下水道局所管の各施設（以下「各施設」という。）の保全及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（前提となる災害等）

第２条　前提となる災害等は、次のとおりとする。

(1) 暴風雨、豪雨、洪水、地震、寒波、その他異常な自然現象

(2) 大規模な火災又は爆発、有害物質の大量流出、その他大規模な人為的災害

(3) 水道原水などの水質異常、水道水を原因とする食中毒

(4) 各施設の事故

（体制）

第３条　災害等の発生が予測される場合、又は災害等が発生した場合は、防災活動及び災害対策活動を行うための体制を整えることとする。

２　配備する職員は、上下水道局企業職員とする。

３　体制の前提となる注意報及び警報発令等の気象情報は、山口市総務部防災危機管理課から伝達されたもの又は報道機関から得たものとする。

（体制の例外）

第４条　前条に規定する各体制に配備する職員は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合はこの限りではない。

（水道事業及び下水道事業における体制）

第５条　体制は、別表第１のとおりとする。

（警戒体制）

第６条　前条に規定する第２警戒体制の指揮者は、警戒体制の配備職員をあらかじめ指定し、緊急連絡手段及び配備体制を確立しておくものとする。

２　第１及び第２警戒体制における組織は、下表のとおりとする。

班	総務班	宮島班	朝田班	黒川班	小郡班	阿東班
班長	上下水道総務課長	水道整備課長 下水道整備課長	水道施設課長	下水道施設課長	南部上下水道事務所長	阿東簡易水道事務所長
班員	政策管理室職員 上下水道総務課職員	業務課職員 水道整備課職員 下水道整備課職員	水道施設課職員	下水道施設課職員	南部上下水道事務所職員	阿東簡易水道事務所職員

３　水防本部体制における組織は、非常時体制に準じた班編成による組織とする。

４　各体制における配備人数は、各指揮者の判断により増減員できるものとする。

（非常時体制）

第７条　第５条に規定する非常時体制に移行したときは、上下水道局災害対策本部（以下「局災害対策本部」という。）を上下水道局宮島庁舎に設置し、その組織は次のとおりとする。

(1) 局災害対策本部体制

ア　本部長は、管理者とする。

イ　副本部長は、局長とする。

ウ　本部長補佐は、局次長とする。

エ　本部員は、理事、参事、課長、所長、水道技術管理者及び政策管理室職員とする。

(2) 班編成及び指揮者は、別表第２のとおりとする。

(3) 非常時体制中は、定期的に本部会議を開催し、災害対応に必要な事項を協議、決定を行うものとする。

２　前項に規定する本部員及び各班の活動基準は、次のとおりとする。

(1) 本部員

ア　被害状況の分析及び復旧対策の基本方針に関すること。

イ　各班の総括に関すること。

ウ　外部機関との連絡調整に関すること。

(2) 政策管理班

ア　山口市災害対策本部との連絡調整に関すること。

イ　各班への状況報告及び指示事項の伝達に関すること。

(3) 総務班

ア　電話対応、情報の把握、整理及び記録に関すること。

(4) 水道施設班

ア　水源の確保及び水質の保全に関すること。

イ　取水、導水、浄水施設等の保全及び復旧に関すること。

ウ　取水、導水、浄水施設等の復旧計画の策定に関すること。

(5) 下水道施設班

ア　下水道施設等の保全及び応急復旧に関すること。

イ　下水道施設等の復旧計画の策定に関すること。

(6) 給水班

ア　応急給水活動計画の策定及び給水場所の確保に関すること。

イ　被害地区への応急給水及びそれに伴う広報に関すること。

(7) 水道班

ア　無線交信記録及び被害状況の確認に関すること。

イ　配水管路等水道施設の巡視及び監視に関すること。

ウ　水道施設の復旧計画の策定に関すること。

エ　被害施設等の復旧作業及び応援業者への指示に関すること。

(8) 下水道班

ア　下水道施設等の保全及び応急復旧に関すること。

イ　下水道施設等の復旧計画の策定に関すること。

(9) 南部上下水道班

ア　総合支所との連絡調整に関すること。

イ　所管地区内の応急給水及びそれに伴う広報に関すること。

ウ　所管地区内の水道施設等の保全及び復旧に関すること。

エ　所管地区内の下水道施設等の保全及び応急復旧に関すること。

オ　所管地区内の下水道施設等の復旧計画の策定に関すること。

(11) 簡易水道班

ア　総合支所との連絡調整に関すること。

イ　簡易水道の水源の確保及び水質の保全に関すること。

ウ　簡易水道の取水、導水、浄水施設等の復旧計画の策定に関すること。

エ　阿東地域の応急給水活動計画の策定及び給水場所の確保に関すること。

オ　阿東地域の被害地区への応急給水及びそれに伴う広報に関すること。

３　本部長は、災害の状況に応じ第１項に規定する各班の班長と協議し、各班に配備された職員を他の班に編入する等、相互応援を図るものとする。

４　管理者は、震度５弱以上の地震発生後非常時体制が確立されるまでの間、初期活動体制の確保を図るため、次のとおり緊急初動対策班を設けるものとする。

(1) 緊急初動対策班は、徒歩、自転車又はバイクで概ね２０分以内に事業場へ参集可能な職員のうち管理者があらかじめ指名した者とする。

(2) 緊急初動対策班の班長及び副班長は、管理者があらかじめ指名した者とする。

５　本部長は、災害等の発生時に必要に応じて、各地区の円滑な給水活動を確保するため別表第３に掲げる給水場所を設置する。ただし、山口県により基幹災害拠点病院が定められた場合には、当該基幹災害拠点病院に優先的に給水活動を実施するものとする。

６　副本部長は、本部長が不在あるいは事故等がある場合に職務を代行する。

７　本部長補佐は本部長及び副本部長を補佐し、必要がある場合はその職務を代行する。

８　水道技術管理者は、山口市水道技術管理者の職務に関する規程第３条第８号から第１０号までに規定する措置をとる場合は、本部長に報告するものとする。

９　各班から局災害対策本部への被害状況等に関する報告は、可能な限り様式１を用いることとする。なお、軽微な状況報告に関しては様式３を用いることができる。

10　局災害対策本部から各班への指示・連絡・要請は、可能な限り様式２を用いることとする。

（班長の任務）

第８条　第６条及び前条第１項に規定する班長は、その状況に応じ各所属との連絡調整を行い、配備職員を配置し、指揮系統を速やかに確立しなければならない。

２　前条第１項に規定する班長は、局災害対策本部が未設置の場合であっても、独自の判断により配備職員を配置し、指揮することができる。

（報道機関への発表）

第９条　報道機関への発表は、上下水道総務課長が行うものとする。

（自主参集の心得）

第１０条　職員は、勤務時間外に災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、積極的にテレビ、ラジオ等により情報を収集し、第７条に定める非常時体制に該当するときは、自ら参集しなければならない。

２　道路・鉄道の寸断等により参集できない場合は、所属長へ連絡したうえで指示を受けるものとする。

３　自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に参集するものとする。

（施設の巡視）

第１１条　施設の巡視点検箇所は、別表第４のとおりとし、逐次検討を加えていくものとする。

（備蓄資機材）

第１２条　非常時体制における各班の班長は、非常事態に備え自らの班が災害対策に必要とする必要最小限度の資機材（別表第５）を毎月点検し、備蓄しておくものとする。

（車両の確保）

第１３条　公用車両（別表第６）による給水対策及び資材運搬等が確保できないときは、あらかじめ借用可能な所有者に、協力要請をしておくものとする。

（関係機関との協議）

第１４条　非常時に際し、速やかに対応できるよう関係機関（別表第７）と協議しておくものとする。

２　水道事業における県内他都市との協力については、日本水道協会山口県支部相

互応援対策要綱に基づき、事務局（県支部長都市）と協議しておくものとする。

（防災会議）

第１５条　管理者は、災害防災等の対策推進に関し、必要に応じ、上下水道局防災会議（以下「局防災会議」という。）を開催するものとする。

２　局防災会議は、管理者、局長、理事、局次長、参事、課長、所長及び水道技術管理者で構成するものとする。

（記録の保存）

第１６条　防災活動及び写真等の記録は、各体制解除後、整理し、保存しなければならない。

（委任事務に関すること）

第１７条　管理者が委任を受けた事務に関して、防災対策上必要な措置について他に定めのないことは、本要綱の例による。

（その他）

第１８条　この要綱は、随時検討を加え、防災に関する情勢の変化に伴い充実の必要が生じたときは、これを補完し、修正しなければならない。

附　則

この要綱は、平成１８年６月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年８月２０日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年５月２１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年３月３０日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年８月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年１月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年７月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。